

## マイナンバー入り住民票の写しの誤交付について

住民票の写しの交付にあたり、交付申請者とは別の方に、マイナンバーが記載されている住民票の写しを誤って交付する事案が発生しました。

### 1 概要

令和8年5月1日（金）16時頃、総合窓口課において住民票の写しの交付申請がほぼ同時刻に続けて2件あり、そのうち順番待ちの番号札を後から引いた方（A氏）の住民票の写しが先に用意できたことから、A氏の番号を先に呼び出したところ、A氏の前に番号札を引いていた方（B氏）が窓口に来られ、窓口業務を委託している民間委託事業者の委託職員が、番号札を確認せずにB氏にA氏のご家族のマイナンバーが入った住民票の写しを交付したことが判明しました。

### 2 対応措置

- ・A氏の住民票の写しを交付したB氏に電話連絡し、A氏の住民票の写しを回収するとともに、B氏には本来申請していた住民票の写しを交付しました。
- ・同日18時30分頃、A氏へお詫びし、住民票の写しを回収した旨を報告しました。
- ・同日21時頃、A氏宅に伺い、改めて謝罪を行い、マイナンバー変更手続きと経緯の説明などを行いました。
- ・5月7日（木）20時頃、A氏宅に伺い、変更後のマイナンバーが入った住民票をお渡ししました。

### 3 石塚 匠（いしづか たくみ）市民生活部長のコメント

今回、厳正な事務手続きが求められる住民基本台帳事務において、不適切な事案が生じ、住民票の写しの誤交付で多大なご迷惑をおかけした方におかれましては、心より深くお詫び申し上げます。

本件は、窓口において交付する際の本人確認が不十分であったことが原因であり、今後は番号札の確認のみならず、窓口に来られた方の名前の確認を徹底し、同様の事案が発生しないよう努めてまいります。

記 者 発 表 資 料

令和8年5月8日

市民生活部総合窓口課

担当者／櫻井（課長）

電話番号／048-473-1495

志 木 市